

担当：石川

営業秘密に係る秘密管理性の考え方を示す判例

「ワンルームマンションの買取業者情報」事件

H21.11.27 判決 東京地裁 平成 20 年（ワ）第 16126 号

損害賠償請求事件：請求棄却

概要

本件買取業者情報が**自由に閲覧**することが可能であったこと、**自由にプリントアウト**できる状況にあったこと、プリントアウト後の**管理措置**は何ら採られていなかったこと等から、営業秘密における**秘密管理性**の要件を充たしていないとして、請求が棄却された事例。

【事案】

原告は、被告に対して、原告が保有する本件営業秘密（ワンルームマンションの買取業者情報など）を取得・使用等したと主張して、不正競争による差止請求権に基づき、本件営業秘密の使用・開示等に該当するとして、差止と損害金の支払を求めた事案である。

【争点】（今回取り上げる争点）

本件営業秘密が、不正競争防止法 2 条 1 項 4 号、2 条 1 項 7 号における「営業秘密」（本件買取業者情報の秘密管理性）に該当するか否か。

【裁判所の判断】

〔本件買取業者情報の秘密管理性について〕

不正競争防止法にいう営業秘密の要件としての秘密管理性が認められるためには、少なくとも、これに接した者が秘密として管理されていることを認識し得る程度に秘密として管理している実体があることが必要である。

ところで、争いのない事実と証拠及び弁論の全趣旨によれば、①本件買取業者情報とは、買取業者の名称、電話番号及びファックス番号、同業者の担当者の氏名及び携帯電話番号並びに同業者が主に取り扱う物件であること、②買取業者となり得る者はインターネットでも公開されており容易に検索可能であり、買取業者の担当者がその氏名、連絡先、買取物件の要望を秘匿すべき理由はないこと、③原告において、本件買取業者情報は、パソコンを貸与された従業員であればだれでも自由に閲覧することが可能であり、特にパスワードによるアクセス制限はなかったこと、④被告 A、被告 B、被告 C 及び被告 D が原告に在籍していた当時、本件買取業者情報はいつでも、かつ、枚数の制限なく自由にプリントアウトできる状況にあり、営業部員は、自分の分としてプリントアウトされたものを利用して営業活動を行っていたが、これに対して、原告におい

てプリントアウトされた本件買取業者情報を管理する措置は何ら採られていなかったことが認められる。

以上からすれば、本件買取業者情報に接した者がこれを秘密として管理されていることを認識し得る程度に秘密として管理している実体があるとはいえない。

したがって、本件買取業者情報は、秘密管理性を欠き、営業秘密ということはできない。

【検討】

＜営業秘密の保護＞

ある情報を事業者等が営業秘密として管理している場合、その情報は営業秘密となり、その営業秘密を事業者等に無断で第三者が使用・開示する場合、その第三者に対して、営業秘密の使用等の差止を請求することができる。保護される対象としては、設計図や顧客名簿、仕入先リスト・販売マニュアルなど特許や実用新案で保護されないような情報であっても保護の対象となる場合がある。従って、実務においても営業秘密の保護は、特許や実用新案などの保護と共に非常に重要である。

＜営業秘密の要件＞

- (1) 下記の 3 つの要件を満たしている必要がある。
- ① 秘密として管理されていること（秘密管理性）
 - ② 有用な情報であること（有用性）
 - ③ 公然と知られていないこと（非公知性）
- (2) 上記要件のうち『①秘密として管理されていること（秘密管理性）』について以下で検討する。

＜本判決における「秘密管理性」＞

裁判所は、『本件買取業者情報は、パソコンを貸与された従業員であればだれでも自由に閲覧することが可能であり、特にパスワードによるアクセス制限はなかった』、また、『本件買取業者情報はいつでも、かつ、枚数の制限なく自由にプリントアウトできる状況にあ

った』、『原告においてプリントアウトされた本件買取業者情報を管理する措置は何ら採られていなかった』こと等が認められ、『秘密として管理している実体があるとはいえない。』とし、『①秘密として管理されていること（秘密管理性）』の要件を充たしていないと判断した。

＜「秘密管理性」が認められた事案＞

(1)実際の裁判例を通じて、どのような場合に「秘密管理性」が認められるのかを明らかにする。

(2)下記に紹介する事案では、『得意先一覧表（顧客関連情報が含まれている。）、仕入マニュアル、営業マニュアル』などが、『①秘密として管理されていること（秘密管理性）』の要件を充たしていると判断された。

・平成16年(ワ)第24950号（不正競争行為差止等請求事件）における裁判所の判断

①『情報が記載された書面は、「秘」の印が押印された上で、施錠可能な書類保管用書庫に保管されており、同書庫の鍵は、施錠可能な原告代表者の机に保管されている。』

②他のコンピュータ及びインターネットに接続されていない。そして、原告代表者用のコンピュータは、原告代表者が管理するパスワードを入力しなければ起動せず、本件営業秘密が保存されているファイルにアクセスするためには改めてパスワードの入力を要するように設定されている。

③原告の目的以外に使用しないこと等を記載した誓約書を提出させてきた。

④「従業員就業規則（その1）」と題する書面を作成し、これを原告の営業所内のホワイトボード上に掲示していた。

そして、原告は、その従業員に対し、毎朝行っている朝礼において、**随時、新聞等に掲載された営業秘密に関する事件を紹介するなどの教育を行っていた。**

＜秘密情報に対するアクセス制限＞

A. 平成16年(ワ)第24950号の事案では、上記①にあるように、秘密情報が、『施錠可能な書類保管用書庫に保管されており、同書庫の鍵は、施錠可能な原告代表者の机に保管』され、また、『原告代表者が管理するパスワードを入力しなければ起動せず、本件営業秘密が保存されているファイルにアクセスするためには改めてパスワードの入力を要するように設定』されている。

B. これに対して、今回紹介したワンルームマンションの事案では、『③原告において、本件買取業者情報は、パソコンを貸与された従業員であればだれでも自由に閲覧することが可能であり、特にパスワードによ

るアクセス制限』がなかった。

C. 即ち、今回紹介したワンルームマンションの事案では、秘密情報に対するアクセスの制限が不十分だったと言える。

＜秘密情報として客観的認識可能性の有無＞

A. 平成16年(ワ)第24950号の事案では、秘密情報は、①『情報が記載された書面は、「秘」の印が押印された上で、施錠可能な書類保管用書庫に保管』され、『②他のコンピュータ及びインターネットに接続』されていない。この点で、秘密情報と通常の情報とを明確に区別している。

B. これに対して、今回紹介したワンルームマンションの事案では、『④被告A、被告B、被告C及び被告Dらが原告に在籍していた当時、本件買取業者情報はいつでも、かつ、枚数の制限なく自由にプリントアウトできる状況』にあり、秘密情報と通常の情報との区別が明確とは言えないと思われる。

C. さらに、平成16年(ワ)第24950号の事案にありますように、③『誓約書』の提出や『④「従業員就業規則（その1）」と題する書面を作成し、これを原告の営業所内のホワイトボード上に掲示』し、さらに社員教育などの組織的な管理を行なうことも重要と言える。

＜まとめ＞

秘密情報の管理においては、(1)秘密情報が外部に流出しないようなコンピューターシステムの構築や秘密情報の保管場所といった物理的な管理の側面と、(2)万が一流出した秘密情報の使用を裁判所の強制力をもって禁止できるか、の2つの観点からの秘密情報の管理が重要と言える。

※ 今回ご紹介させて頂きました2つの裁判例を通じて、上記(2)の観点から、秘密情報の「秘密管理性」についてご確認頂ければと思います。

以上